

浦安市規則第41号

浦安市身体障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浦安市身体障がい者福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の各号」を「条例第4条第1号」に、「当該各号に定めるとおり」を「午前10時から午後4時まで」に改め、同条各号を削る。

第3条見出し中「休館日等」を「休館日」に改め、同条第1項第1号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加え、同条第2項を削る。

第4条中「35人」を「15人」に改める。

別記第1号様式中「浦安市身体障がい者福祉センター指定管理者様」を「（宛先）浦安市身体障がい者福祉センター指定管理者」に改め、

「

利用したい事業	1 機能訓練 ()
	2 教室 ()
	3 訪問リハビリテーション
	4 生活介護
	5 自立訓練
	6 送迎
利用を開始したい日	年 月 日

」

を削る。

別記第2号様式中

「

利用内容	1 機能訓練 ()
	2 教室 ()
	3 訪問リハビリテーション

	4 生活介護 5 自立訓練 6 送迎
不承認の理由	

」

を

「

不承認の理由	
--------	--

」

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。